労働者派遣法に基づくマージン率等の情報提供

改正労働者派遣法に基づくマージン率等については以下のとおりです。

1. 対象期間

令和7年4月1日　～　令和8年3月31日

2. マージン率等

No	項目	数値等
1	派遣労働者の数(R8.3.31時点)	4　人
2	派遣先の数	2　件
3	マージン率	35.9%
4	労働者派遣に関する料金額の平均額（1日8時間当たりの額）	33,084 円
5	派遣労働者の賃金額の平均額（1日8時間当たりの額）	21,207 円

【マージン率】

$$\frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

マージン率に含まれる費用
- ・社会保険料
- ・福利厚生費
- ・会社運営費
- ・営業利益

3. 教育訓練に関する事項

・長期的なキャリア形成のための教育訓練等

教育訓練の種類	対象者	実施主体	実施方法	費用負担	賃金支給
入社時訓練	派遣労働者（1年目）	当社	OFF-JT	無	有給
職能別訓練	派遣労働者（1年目以降）				
階層別訓練					
その他					

◆キャリア・コンサルティング相談窓口及び連絡先 相談窓口：総務担当役員 電話番号 011-827-8565

4. その他
- ・年次有給休暇制度
- ・社会保険、労働保険の加入
- ・定期健康診断の実施

5. 派遣労働者の待遇の決定に係る労使協定を締結しているか否かの別

☐ 労使協定を締結していない

■ 労使協定を締結している（ 協定書の有効期間終期 令和9年3月31日 ）

・協定労働者の範囲 ：プログラマー等の情報処理システム開発業務に従事する従業員